大阪府附属機関条例

資料２－１

昭和二十七年十二月二十二日

大阪府条例第三十九号

(趣旨)

第一条（略）

(設置)

第二条　執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

２　前項に定めるもののほか、公の施設の指定管理者の指定について審査させ、及びその業務の実施状況等に関する評価について調査審議させるため、別表第二の上欄に掲げる執行機関の附属機関として、同表の中欄に掲げる公の施設についてそれぞれ一の指定管理者選定委員会及び指定管理者評価委員会を置き、その名称は、同表の下欄に定める名称を冠するものとする。

第三条～第六条（略）

別表第一(第二条関係)

一　知事の附属機関

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| （略） | （略） |
| 大阪府職員等の職務行為等審議会 | （略） |
| 大阪府咲洲庁舎入居事業者選定委員会 | 大阪府咲洲庁舎に入居させる事業者を公募の方法により選定する場合（総合的な評価により選定する場合に限る。）の当該事業者の選定の基準の策定及び当該事業者の選定に当たっての審査に関する事務 |
| （略） | （略） |

　二～四　（略）